



難聴でお悩みの
ご高齢の皆様へ

大村市は 補聴器の購入をサポートするため、 補助金を交付します。

大村市では、聴力の低下により日常生活に支障が生じている高齢者の積極的な社会参加を支援し、認知症の発症や進行を予防するため、高齢者の補聴器購入費用を補助します。



対象者（次の要件をすべて満たす人）

- 01 本市に住所を有する65歳以上の人
- 02 両耳の聴力レベルがいずれも50デシベル以上である人
- 03 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象ではない人
- 04 補聴器の装用により、認知機能の低下の防止等一定の効果が期待できると医師が判断する人
- 05 介護保険料を滞納していない人
- 06 本補助金の交付の申請の日から過去5年以内に本補助金の交付を受けていない人

補助金の額

補聴器代金の10分の9の額

ただし、上限は39,000円

（1,000円未満の端数は切り捨て）

注意事項

- ・申請には医師の意見書が必要です。
- ・補助金の交付が決定する前に購入されたものについては、補助の対象になりませんのでご注意ください。
- ・補聴器（管理医療機器）の購入費が補助対象であり、集音器は補助の対象外です（付属品のみ、修理やメンテナンス等の費用も補助対象外です。）。
- ・補聴器の購入に悩まれたら、耳鼻咽喉科の医師にご相談ください。

お問合せ

大村市長寿介護課【TEL】20-7301

詳しくはHPからご確認ください <https://www.city.omura.nagasaki.jp> 検索





申請手続の流れ



- 1** 本補助金についてご不明な点等がある場合は、補聴器の購入前に長寿介護課の窓口にご相談ください。
- 2** 耳鼻咽喉科を受診し、補助の対象者として、補聴器の使用が必要と医師が認めるときは意見書の作成を依頼してください。
※受診の結果、補助の対象とならない場合があります。
※受診料、検査料、意見書作成料等は自己負担です。
- 3** 補聴器を購入予定の店舗で、見積書と仕様書の作成を依頼してください。
- 4** 「交付申請書」、「意見書」、「見積書」および「仕様書」を長寿介護課窓口にご提出ください。
審査後、補助要件を満たしていることが確認できた場合は、市から申請者に「交付決定通知書」、「補助券」および「請求書」を送付いたします。
- 5** 後日「補助券」が届いたら、補聴器を購入し、領収書を受け取ってください。
※領収書の宛名は、申請者本人でお願いします。
- 6** 「交付決定通知書」の写し、「請求書」、「補助券」および「領収書」を長寿介護課にご提出ください。
- 7** 補助金をご指定の口座にお振り込みいたします。

※購入業者に補助金の請求を委任する場合は、補聴器購入時に「補助券」を購入業者にお渡しの上、補聴器代金から補助金を差し引いた額を購入業者にお支払いください。購入業者は購入者に領収書を発行し、「請求書」に「補助券」を添えて窓口へご提出ください。補助金は購入業者の口座にお振り込みいたします。詳しくは窓口にお問合せください。

大村市長寿介護課

〒856-0832 大村市本町458番地2

☎ **0957-20-7301**

詳しくはWEBからご確認ください

<https://www.city.omura.nagasaki.jp>

大村市 補聴器

検索

